## ○経済産業省令第十五号

高 圧ガス保安法 (昭和二十六年法律第二百四号) 及び関係法令の規定に基づき、 液化石油ガス保安規則等

の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月十七日

液

化

石

油

ガ

ス

保

安

規

則等

の 一

部を改正する省令

経済産業大臣 梶山 弘志

(液化石油ガス保安規則の一部改正)

第

条 液 化 石 油 ガ ス保安規則 ·昭 和四十一年 通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次  $\mathcal{O}$ 表 により、 改正 後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを加える。

	「
[新設] 2・3 [略] 第六十六条 [略] (保安係員等の講習)	り  前  3 十 保
改正前	改正後

## (一般高圧ガス保安規則の一部改正)

第二条 般 高 圧 ガス保安規 則 昭昭 和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。

は、これを加える。

次の表により、 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

受けさせなければならない。		備考 表中の [ ] の記載は注記である。
正 後 改 正	2・3 [新設] [新設] [新設]	受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。
	正	正

(特定ガス消費機器の設置 二事 の監督に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 特定 ガス消費 費機 器  $\mathcal{O}$ 設置 工 事 の監督に . 関 する法律 律 施 行 規 則 (昭 和五十四年 通商産業省令第七十七号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを加える。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。	は、 ではればならない。 ではればならない。 の前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由によりがある。 のは、経り前項の規定にかかわらず、災害をの他やむを得ない事由によりがある。	改 正 後
	第九条  [略]	
		改
		正
		前

## (コンビナート等保安規則の一部改正)

第四条 コ ンビナ ] Ļ 等保安 (規則 昭昭 和六十一 年 通· 商産業省令第八十八号)の一 部を次のように改正する。

は、これを加える。

次の・ 表により、 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
り講習を	受けさせなければならない。 は、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習をより前三項の期間内に講習を受けさせることが困難であるとき
い事由に 2・3 [略]	4 前三項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由に2・3 [略]
第二十七条 [略] (保安係員等の講習)	第二十七条 [略] (保安係員等の講習)
改 正 前	改 正 後

、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 の一部改 更

第 五 条 液 化 石 油 ガ ス 0 保 安 0 確 保及び 取引  $\mathcal{O}$ 適 正 化に 関する法律 施行 規 則 平 成 九年通商産業省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないもの

は、これを加える。

(液化石油ガス設備士の講習) (液化石油ガス設備士の講習を受けることが困難であるときは、より前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由に経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けることが困難であるときは、より前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由に経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に講習を受けることが困難であるときは、より前二項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由に	受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。 受けなければならない。	受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。 受けさせなければならない。	改正後
2 [略] (液化石油ガス設備士の講習)	(充てんを行う者の講習) (充てんを行う者の講習)	2・3 [略] 第二十三条 [略] (業務主任者の講習)	改正前

## (中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部改正)

第六 条 中 小 企 業 診 断 士  $\mathcal{O}$ 登 録 等 及 び 試 験 に 関 す る 規 則 平 成十二年 通 商産業省令第百九十二号) の 一 部 を

次のように改正する。

次 0 表 により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、 これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の 傍線を付した部 分の ように改 め、 改正 一後欄 に二重傍線を付 l た規定で改正前欄にこれに対応するも  $\mathcal{O}$ 

を掲げていないものは、これを加える。

(更新登録)	関の登録の有効期間を延長することとする。 (登録の有効期間を延長することとする。 関の登録の有効期間を延長することとする。 (登録の有効期間を延長することとする。 関の登録の有効期間を延長することとする。 (登録の有効期間を延長することとする。	の申請をすることとする。 1 前項第一号の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事第二条 [略]	をすることとする。 をすることとする。 をすることが困難であるときは、 り同項の期間内に登録の申請をすることが困難であるときは、 第一条 [略] (中小企業診断士の登録の条件等)	改正後
(更新登録)	2 [略] 第八条 [略] (登録の有効期間)	[新設]	第一条 [略] (中小企業診断士の登録の条件等)	改正前

第九条 うとする者は、 前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けよ 更新登録の要件を満たさなければならない。

第九条

前条の登録の有効期間の満了の後引き続き登録を受けよ

次条に規定する有効期間の更新の登録(以下 )の要件を満たさなければならない。

2 { 4

略

(更新登録の要件)

[略]

略 略

に従事したこと。 一日を一点として、 第一条第一項第一号に規定する実務

口 補習を受講したこと。 一日を一点として、 第 一条第 項第二号に規定する実務

補習について、 一日を一点として、 指導を行ったこと。 第 一条第 項第二号に規定する実務

課程又は登録養成課程において、実習の指導を行つたこと 一日を一点として、 第二条第一項第一号に規定する養成

第十条 (更新登録の要件)

2 { 4

略

更新登録」という。

うとする者は、

[略]

[略]

したこと。 一日を一点として、 第一条第一号に規定する実務に従事

口 一日を一点として、 第一条第二号に規定する実務補習を

受講したこと。 一日を一点として、 第 一条第二号に規定する実務補習に

= は登録養成課程において、実習の指導を行つたこと。 ついて、指導を行ったこと。 一日を一点として、第二条第一号に規定する養成課程

第十二条 略 [略]

略

イ 日以上従事したこと又は同項第二号イからハのいずれか に該当する実務補習を十五日以上受講したこと。 第一条第一号イからへのいずれかに該当する実務に十五

口 略

口

[略]

れかに該当する実務補習を十五日以上受講したこと。

に十五日以上従事したこと又は同項第二号イからハのいず

一項第一号イからへのいずれかに該当する実務

略 略

略

第

一条第

- 14 -

2~4 [略]

(登録の消除を受けた中小企業診断士の再登録

2 [略] 第十六条 [略]

3

件」とあるのは れた日から三年以内」 から更新登録の申請の日までの間」とあるのは 定する有効期間の再登録の要件」と、 以内に経済産業大臣に」と、 大臣に」とあるのは 第十条の規定の適用については、 三十点」とあるのは「十八点」とする。 る有効期間の更新の登録 とあるのは 第一項第一号に該当する者に係る第三条、 第十 「再登録の要件」と、 六条により読み替えて適用する第十条に規 「申請書を、 と、 (以 下 「五回」とあるのは 第八条第三項中 「更新登録」という。 登録を消除された日から四年 第三条中 第十条中「更新登録の要 「前回の登録を受けた日 「申請書を経済産業 第八条第三 「第十条に規定す 「三回」と、 「登録を消除さ の要件 一項及び 3

登録の要件」と、 登録の要件」 から」と 日から」とあるのは 六条により に第十条の規定の適用については、第八条第一項中「登録の 第一項第二号に該当する者に係る第八条第一項及び第三項並 に係る登録の 〇 以 下 読み替えて適用する第十条に規定する有効期間 同条第 بح 更 **新登録** 有 第十条中「更新登録の要件」とあるのは 「更新登録の申請の日」とあるのは 动期間 項中 「前回の登録の有効期間の満了の この満了 いう。 第十条に規定する有効期間 の日」とする。 0 要件」 とあるの は 日の翌日 前 の更新の 回  $\mathcal{O}$ 再 0

> 2 4 [略]

(登録の消除を受けた中小企業診断士の再登

第十六条 [略]

のは 八点」とする。 までの間」とあるのは の要件」と、「前回の登録を受けた日から更新登録の申請の日 大臣に」と、 適用については、 第一項第一号に該当する者に係る第三条及び第十条の規定 「五回」とあるのは 「申請書を、 第十条中「更新登録の要件」とあるのは 登録を消除された日から四年以内に 第三条中 「登録を消除された日から三年以内」と 「三回」と、 「申請書を経済産業大臣に」とある 「三十点」とあるのは 経済産業 「再登録

4

、登録実務補習機関の登録)

第十八条 る者の申請により行う。 に「実務補習機関登録」という。)は、 第一条第一項第二号イの登録(以下この章において単 実務補習を行おうとす

2 • 3 略

(登録基準)

第二十条 [略] 略

2

略

及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 第一条第一項第二号イの実務補習を行う者の氏名又は名称

(報告の徴収)

実務補習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる の実施のため必要な限度において、登録実務補習機関に対し、 経済産業大臣は、 第 一条第一項第二号イの実務補習

(登録養成機関の登録)

第三十四条 うとする者の申請により行う。 第 一条第 一項第一号の登録は、 登録養成課程を行お

2 • 略

登録養成機関の登録基準

第三十五条 略

(登録実務補習機関の登録

第十八条 務補習機関登録」という。)は、 第一条第二号イの登録(以下この章において単に「実 実務補習を行おうとする者の

2 • 略

申請により行う。

(登録基準)

第二十条 2 略 第一条第二号イの実務補習を行う者の氏名又は名称及び住 略 略

(報告の徴収)

所並びに法人にあつては、

その代表者の氏名

第三十二条 経済産業大臣は、 習の事務又は経理の状況に関し報告させることができる。 のため必要な限度において、 登録実務補習機関に対し、 第一条第二号イの実務補習の 実務補 実施

第三十四条 第二条第一章 (登録養成機関の登録) る者の申請により行う。 第二条第一号の 登録は、 登録養成課程を行おうとす

2 • 略

第三十五条 (登録養成機関の登録基準 略

2

3

るのは るのは ら第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは 条第一項のいずれか」と、 課程を修了したことを証する書面を交付しなければならない。 ならない。」とあるのは る」とあるのは とあるのは 実務補習」とあるのは 登録養成機関の登録」と、 登録養成機関が実施する登録養成課程」と、「養成課程」とあ 一十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に とあるのは 所が診断 ついて準用する。 基準省令第七条並びに第十九条、 三項を除く。)から第三十三条までの規定は、 |該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければ 「登録実務補習機関」とあるのは 第三十四条並びに第三十五条第 実務補習業務規程 機構が作成した基準」と、 、又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは 登録養成課程 「学識経験者の意見を聴いた上で作成した基準」とあ 第二十条第一項のいずれか」とあるのは 「登録養成課程計画」と、 間 項の登録」とあるのは 「第二十二条第一項、 「第三十五条第一項第二号に掲げる」と、 とあるの この場合において、 「登録養成課程 ر کر 「登録養成課程を修了した者に、当該 は 「前三条の規定」とあるのは とあるのは 第二十二条第一項から第四項まで 「機構」とあるのは 「五年間」と、 第十九条及び第二十一条か 第二項及び第四項」と、 「第三十五条第一 第二十一条、 ر کر 一項及び第二項の規定」 「第二十条第一項に掲げ 基準省令第七条中 一登録養成機関」と、 「登録養成課程業務規 「実務補習計 「実務補習の 登録養成課程 「登録養成機 「第三十五 項の登録 「第十 · 「第 実施 画 3

」 と、「 るのは るのは 九条、 第二十条第一項の登録」とあるのは「第三十五条第 」とあるのは 条第一項のいずれか」と、 程」と、 課程を修了したことを証する書面を交付しなければならない。 ならない。」とあるのは 二十条第一項の規定に基づき実施した実務補習を修了した者に とあるのは「登録養成課程計画」と、 実務補習」とあるのは「登録養成課程」 と、「登録実務補習機関」とあるのは 登録養成機関の登録」と、 ら第三十三条までの規定中「実務補習機関登録」とあるのは 関」と、 構が診断又は助言を担当する者を養成する課程」とあるのは 第三項を除く。)から第三十三条までの規定は、 る」とあるのは「第三十五条第一項第二号に掲げる」と、 登録養成機関が実施する登録養成課程」と、「養成課程 について準用する。この場合において、 当該実務補習を修了したことを証する書面を交付しなければ 基準省令第七条並びに第十九条、 第三十四条並びに第三十五条第一項及び第二項の 「機構が作成した基準」と、 「登録養成課 「三年間」 「実務補習業務規程」とあるのは 「第二十条第一項のいずれか」とあるのは 「学識経験者の意見を聴いた上で作成した基準」 「第二十二条第 とあるのは 程」と、 「登録養成課程を修了した者に、 「前三条の規定」とあるのは 第二十二条第一 「五年間」と、 項、 「機構」とあるのは 第二項及び第四 第十九条及び第二十一条 第二十 「登録養成機関」と、 と、 基準省令第七条中 第二十条第 「実務補習計 項から第四項まで 実務 養成課程業務規 登録 「登録養成 項」と、 一項に 第三十 項の登 習の 養成 <del>|</del> )規定」 第 」とあ 「第 とあ 当 掲げ 深課程 画 該 施

るのは「第二条第一項第一号」と読み替えるものとする。導した者の氏名及び略歴」と、「第一条第一項第二号イ」とあを担当した指導員名」とあるのは「登録養成課程で教授又は指

(理論政策更新研修機関の登録基準)

3 補習業務規程」とあるのは 修了を証する事項を書き込まなければならない。」と、 表二」とあるのは に掲げる」とあるのは「第三十七条第一項に掲げる」と、 」とあるのは 実務補習機関」とあるのは 条の規定」とあるのは 政策更新研修についても準用する。この場合において、 たことを証する書面を交付しなければならない。」とあるのは づき実施した実務補習を修了した者に、当該実務補習を修了し 条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機関 理論政策更新研修を修了した者の登録証に当該研修の受講の (補習」とあるのは 録」とあるのは 第二十条第一項のいずれか」とあるのは 第十九条及び第二十一条から第三十三条までの規定は、 **浜補習の実施を担当した指導員名」とあるのは** かと、 項の登録」と、 「理論政策更新研修計画」と、 「第二十条第一項の登録」とあるのは 「理論政策更新研修機関の登録」と、 別表五」と、 理論政策更新研修」と、 「第十九条及び前条の規定」と、 「理論政策更新研修機関」と、 「三年間」とあるのは 「理論政策更新研修業務規程」と、 「第二十条第一項の規定に基 「第三十七条第一項 「第二十条第 「実務補習計画 「六年間」と 理 第十九 第三 「実務 「登録 別別 「前三 一論政 理 一項 実 論 3

「第二条第一号」と読み替えるものとする。導した者の氏名及び略歴」と、「第一条第二号イ」とあるのはを担当した指導員名」とあるのは「登録養成課程で教授又は指

(理論政策更新研修機関の登録基準

のいずれか」と、 補習業務規程」とあるのは 修了を証する事項を書き込まなければならない。」と、 たことを証する書面を交付しなければならない。」とあるの づき実施した実務補習を修了した者に、 表二」とあるのは「別表五」と、 に掲げる」とあるのは「第三十七条第一項に掲げる」と、 」とあるのは「理論政策更新研修計画」 務補習」とあるのは「理論政策更新研修」と、 実務補習機関」とあるのは 条の規定」とあるのは「第十九条及び前条の規定」と、 政策更新研修についても準用する。この場合に 十七条第一項の登録」と、 登録」とあるのは「理論政策更新研修機関の登録」と、 条及び第二十一条から第三十三条までの規定中「実務補習機 |第二十条第一項のいずれか」とあるのは「第三十七条第一項 - 理論政策更新研修を修了した者の登録証に当該研修の 第十九条及び第二 実務補習の実施を担当した指導員名」とあるの 「第二十条第一 十一条から第三 「理論政策更新研修機関」と、 「三年間」とあるのは 理論政策更新研修業務規程 「第二十条第一項の規定に基 項の登録」とあるのは 一十三条までの 当該実務補習を修了 「第二十条第 「実務補習計 おいて、 規定は、 「六年間」と は 受講 第十 「登録 論 項 画

	備考 表中の [ ] の記載は注記である。
第四十三条 [略] (第二次試験受験の要件)	して定める期間内に第二次試験を受けることとする。 2 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由によ 第四十三条 [略] (第二次試験受験の要件)
<ul><li>(第一次試験の免除)</li></ul>	験を受けることとする。 第四十一条 [略] 3 前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由により同項の期間内に第一次試験を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第一次試験を受けることが困難であるときは、、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に第一次試験の免除)
」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとする。員会の委員の氏名及び略歴)を含む。)」と、「第一条第二号イ十七条第一項第一号ハの論文の審査等を行つた場合は、論文委策更新研修で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴(第三	こ号イ」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとす 三号イ」とあるのは「第十条第一号イ」と読み替えるものとす 員会の委員の氏名及び略歴)を含む。)」と、「第一条第一項第 十七条第一項第一号ハの論文の審査等を行つた場合は、論文委 策更新研修で選択した科目、教授した者の氏名及び略歴(第三

中 小企業支援事 · 業 の実施に関する基準を定める省令 の 一 部改一 正

第七 条 中 小 企 業 支 援 事 業  $\mathcal{O}$ 実 施 に 関する基準 -を 定 んめる省: 令 (昭 和三十二 八年 通 商産業省令第百二十三号)の

一部を次のように改正する。

次の・ 表により、 改正 前 欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、 これに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部 分のように改 め、 改正 一後欄 に二重傍線を付し た規定で改正前欄にこれに対応するも  $\mathcal{O}$ 

を掲げていないものは、これを加える。

備考 表中の [ ] の記載は注記である。	(診断又は助言を担当する者の養成の基準) (診断又は助言を担当する者の養成の基準) (診断又は助言を担当する者の養成の基準) (診断又は助言を担当する者の養成の基準) (診断又は助言を担当する者の養成の基準) (診断又は助言を担当する者の養成の基準) (診断又は助言を担当する者の養成の基準) (ション・3 [略] (ション・4 [を受講することとする。 (ション・4 [を受講することとする。) (ション・4 [を呼ばない事由による者の養成の基準) (ション・4 [略] (ション・5 [を見) (ション	改正後
	(診断又は助言を担当する者の養成の基準) 第七条 [略] [新設] [新設] 「略]	改正前

附

則

- 22 -